

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成28年12月1日

クリーニングのトラブル

内容

ダウンジャケットをクリーニングに出したら、襟の部分のダウンが片寄り、みっともなく着られない状態になった。受け取り時に分からず、家に持ち帰って気付いた。すぐにクリーニング店に苦情を伝えたが対応しようせず、「納得いかないなら消費生活センターに相談すればいい」と言われた。昨年秋に購入したばかりなので補償を求めたい。(50代、女性)

消費生活センターからのアドバイス

事例では当センターからクリーニング店に対して、洗濯方法が適正だったかどうかダウンジャケットの製造業者に確認するよう求めました。その結果、乾燥の方法に問題があったことがわかり、クリーニング事故賠償基準に基づき補償することで店側も相談者も了承しました。

クリーニング事故賠償基準は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成した自主基準で、消費生活センターや裁判所で賠償を考える時の目安にもなっています。ただし、基準では引き取り後6ヶ月を経過すると賠償されないの注意してください。

今月から衣類の洗濯表示が変わります。国際表示に統一され、記号の種類が22種類から41種類に増えるなど見た目も考え方も大きく変わりますので、新しい表示をよく理解し衣類を適切に取り扱しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または各市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)...午前9時～午後5時(12時～13時を除く)
全国共通ダイヤル188(イヤヤ)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各町にも相談窓口があります